

虐待防止のための指針

医療法人福寿会
ケアプランセンターふじいろ

1 基本理念

ケアプランセンターふじいろ（以下「事業所」という）は、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、関係法令に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2 虐待の定義

（1）身体的虐待

暴力的行為などで利用者の身体に外傷や痛みを与える、若しくは生じるおそれのある行為を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他利用者を擁護すべき義務を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

（1）事業所は虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という）を設置することとする。

（2）委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて開催する。

（3）委員会の協議事項は次のとおりとする。

- ①虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
- ②虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ③虐待について、職員が相談、報告ができる体制整備に関すること
- ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、その対応に関すること
- ⑥虐待が発生した場合、その原因分析と再発防止等に関すること
- ⑦再発防止を講じた際、その効果についての評価に関すること

4 虐待防止のための職員研修の実施

(1) 職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう定期的な研修を行う。

(2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には虐待防止のための研修を3カ月以内に実施することとする。

(3) 研修の実施内容については、実施した内容、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

(4) 県や市、地域包括支援センター等が行う高齢者虐待や権利擁護に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等行う。

5 虐待が発生した場合の対応方法

(1) 速やかに倉敷市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。

(2) 速やかに委員会を開催し、原因や対応について検討する。

(3) 緊急性の高い事案の場合は、倉敷市及び地域包括支援センター、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

(4) 職員による虐待が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(5) 委員会にて虐待の原因分析、再発防止策の検討、その効果の評価を行い、虐待の早期発見、再発防止に努めるものとする。

6 虐待が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。また、管理者にその事実を報告することとする。

(4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管理者に報告し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 苦情相談窓口を通じて虐待に係る相談があった場合は、速やかに管理者に報告する。

(2) 管理者は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払うこと。

(3) 対応の流れは上述の「5 虐待が発生した場合の対応方法」「6 虐待が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

(4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその対応や結果を報告する

8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対し、利用可能な権利擁護支援等の情報を提供し、必要に応じて、地域包括支援センターや市町村窓口を案内するなどの支援を行うこととする。

9 利用者に対する指針の閲覧について

職員や利用者、その家族が本指針をいつでも閲覧できるように事務所に文書を備え付け、ホームページにおいても公開することとする。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

(1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。

(2) 事業所は、虐待が発生した場合に早期に発見できるよう以下の取り組みを実施する。

- ① 利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
- ② 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には管理者に報告する。
- ③ 事業所は、虐待を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。
- ④ 本指針に定めのない事項については、委員会にて協議する。

付 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

この指針は、令和6年11月1日から施行する。